



財務省

NAGASAKI CUSTOMS

# 長崎税関



# NAGASAKI CUSTOMS

国の信用を守り、  
希望ある社会を  
次世代に引き継ぐ

# わ 九 た 州 し の た ち が は 守 る



貿易は、我が国の産業を発展させ、国民生活を豊かにする大きな原動力であり、貿易の発展とともに、我が国は、産業や経済などに目覚しい進歩を遂げてきました。我が国経済が今後とも発展を続けていくためには、世界の国々と協調を図りつつ結びつきを深めていく必要があります。このような中、貿易の第一線にあって、秩序正しい貿易を守り、社会や経済を乱す不正な輸出入を取り締まる税関の役割はますます重要となっています。

## CONTENTS

長崎税関のあゆみ	2	貿易円滑化の推進	11
長崎税関の管轄・機構	3	その他	
財務省の使命／税関の使命	4	税関チャットボット／貿易統計	12
安全・安心な社会の実現		税関資料展示室／講師派遣・職場見学／	
1. 輸出入が禁止・規制されている品物	5	長崎税関ホームページ／税関イメージキャラクター等の紹介	13
2. 金地金の水際取締り／3. 保税	7	密輸ダイヤル／税関の情報発信／	
4. 不正輸出対策等／5. 取締・検査機器	8	長崎税関管内官署所在地・電話番号	14
適正かつ公平な関税等の賦課・徴収	9		



## 長崎税関のあゆみ

長崎港は、1571年(元亀2年)ポルトガル船が入港して以来、外国との貿易港として栄えてきた港で、鎖国時代には、我が国唯一の外国との窓口として最も重要な港となり、海外からの物資や文化は、すべて長崎を通じて我が国にもたらされました。幕府は、はじめ長崎奉行が支配する長崎会所、湊会所で一切の貿易業務を取り扱わせていましたが、1858年(安政5年)安政の通商諸条約が締結、翌年、米・英・仏・露・蘭との貿易のため、長崎・神奈川・箱館が開港されたので、1863年(文久3年)長崎港に運上所を設置し、外国貿易に関する徴税事務などの業務を行わせました。これが税関のはじまりで、1872年(明治5年)11月、全国の運上所は「税関」と呼称統一されました。「長崎運上所」も「長崎税関」と改められ、以来外国との貿易を行ふうえで、最も重要な役割を果たしています。

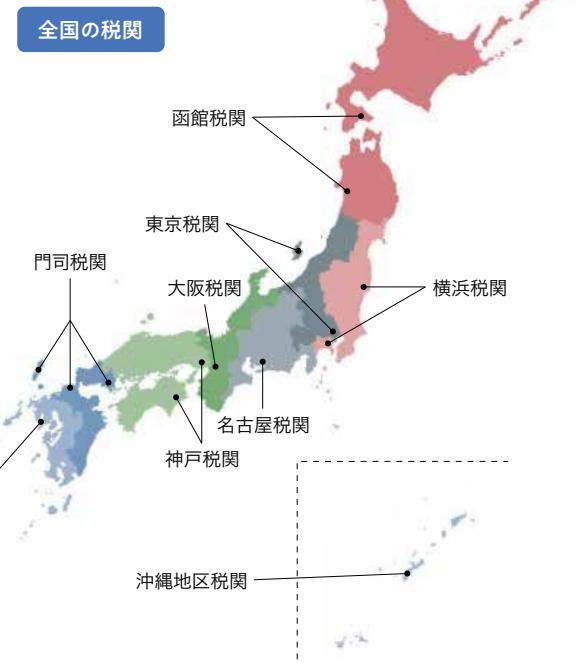
## 長崎税関年表

1571	元亀2	長崎港に外国船(ポルトガル船)入港
1588	天正16	秀吉の直轄領となり、長崎代官鍋島直茂が貿易を取りしきる
1636	寛永13	出島完成
1698	元禄11	長崎会所設置
1859	安政6	長崎・神奈川・箱館の3港を開港、湊会所を設置
1863	文久3	長崎運上所設置
1872	明治5	全国の運上所を「税関」に呼称統一
1889	明治22	三角出張所設置(明治30年支署昇格)
1891	明治24	梅ヶ崎新庁舎竣工
1897	明治30	
1907	明治40	鹿児島監視署設置(大正8年支署昇格)
1908	明治41	佐世保監視署設置(昭和15年出張所昇格)
1909	明治42	三池支署設置
1928	昭和3	長崎税関門司支署が独立して、門司税関となる
1943	昭和18	現在地に長崎税関庁舎竣工
1945	昭和20	
1946	昭和21	税関閉鎖(門司海運局と合併)
1953	昭和28	米軍第八海兵師団司令部税関庁舎を接收(昭和22年4月まで)
1969	昭和44	長崎税関独立(支署:佐世保・三池・三角・鹿児島に支署設置)
1985	昭和60	長崎税関独立(支署:佐世保・三池・三角・鹿児島)
2001	平成13	現長崎税関庁舎竣工
		
		八代支署設置(三角支署を出張所に改称)
		省庁再編(大蔵省から財務省へ再編)

### 管轄

税関は、財務省の地方支分部局として、全国に8税関(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎)及び1地区税関(沖縄)を置き、9ブロックに分けて管轄しています。

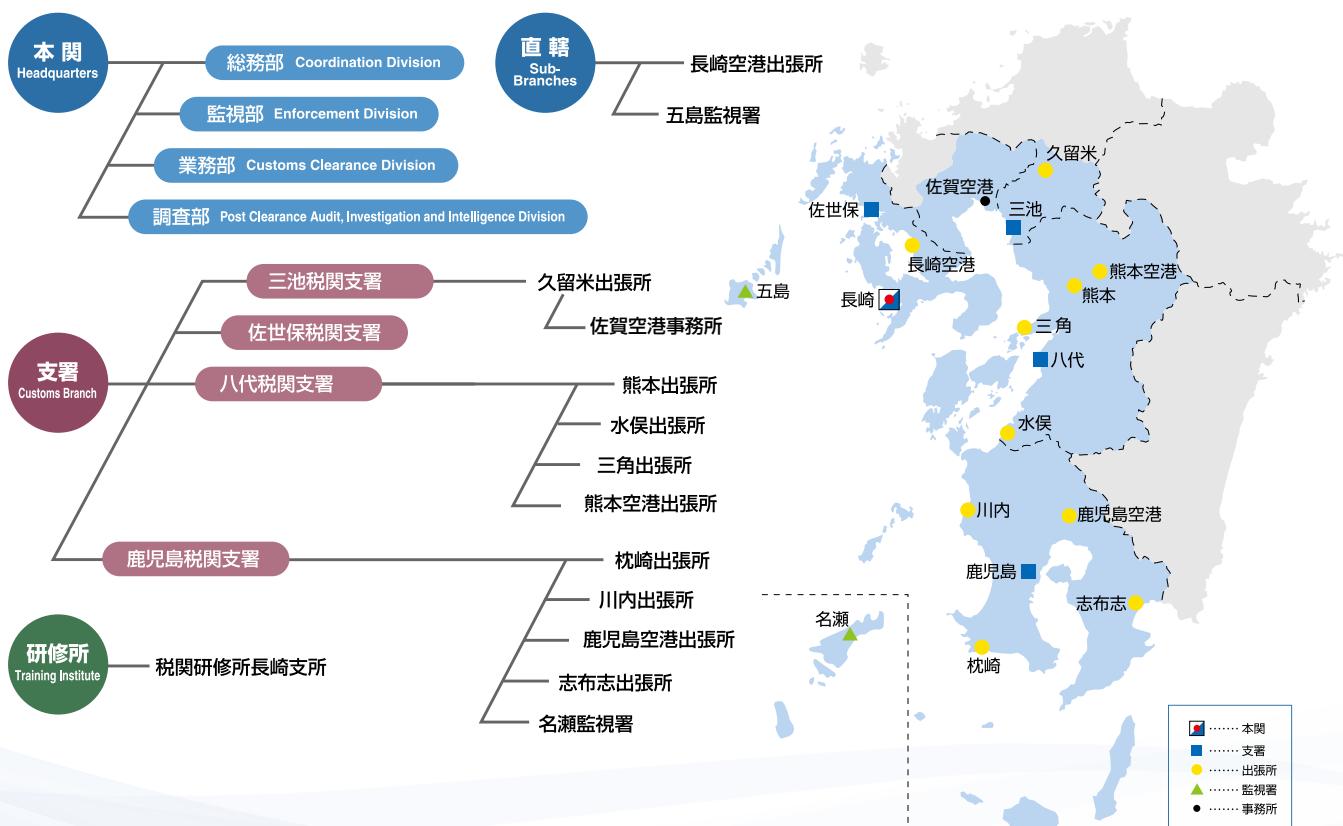
長崎税関の管轄区域は、長崎県(壱岐、対馬を除く全域)、福岡及び佐賀の両県のうち有明海に近接する地域(久留米市、大牟田市、佐賀市等)、熊本並びに鹿児島の全県と広範囲に及んでおり、管内には、外国貿易のために開かれた15の開港と4つの税関空港を有しています。



### 管内の特徴

管内は海岸線が長く、離島・不開港が数多く点在(海岸線:全国比約20%、離島数:同約21%)し、過去の事例から不正薬物の密輸リスクが非常に高い広大な海域を抱えているという特徴を有している。

### 機構図



# 国の信用を守り、 希望ある社会を次世代に引き継ぐ。

## 税関の使命 税関は、以下の3つの使命を有しています。

### 安全・安心な社会の実現

税関は、国民の安全・安心を守り、我が国の経済・社会秩序を維持するため、麻薬・覚醒剤等の不正薬物、銃器、爆発物等のテロ関連物資等、健全な経済の発展を損なう知的財産侵害物品、偽造クレジットカード等の国内への流入を水際で阻止することを最重要課題の一つとして位置づけ、積極的な取締りを実施しています。



### 適正かつ公平な関税等の賦課・徴収

令和5年度税関で徴収した関税・消費税等は約13.1兆円。税関は国税収入の約16.9%を担う重要な徴収機関となっており、品目分類・関税評価等に関する適切な事前教示、通関後の事後調査等により、適正かつ公平な関税等の徴収に努めています。



### 貿易円滑化の推進

税関は、民間企業とのパートナーシップの構築によりコンプライアンスの優れた事業者を認定し、税関手続の簡素化等のベネフィットを与える「AEO(Authorized Economic Operator)制度」の構築や国際物流の流れに即した手続の改善、IT化を一層推進することにより、更なる利便性の向上に取り組んでいます。



貿易が不正な手段によって行われると正常な経済活動を阻害するばかりではなく、国際的な信用も失いかねません。また、麻薬・覚醒剤等の不正薬物、銃器、爆発物等のテロ関連物資などの密輸入は、国民の安全と健康に重大な影響を及ぼします。

税関は、貿易の秩序を維持し、社会の安全を守るため、取締・検査機器の強化を図りつつ海港や空港において厳格な密輸取締りを実施しています。



港の取締り



船内検査



海上パトロール



X線車による貨物検査



旅具検査場の様子

## 1 輸出入が禁止・規制されている品物

### 不正薬物・銃器

麻薬・覚醒剤等の不正薬物、拳銃等の銃器は、輸入が禁止されています。



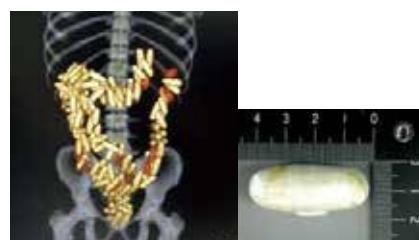
熊本県天草市で摘発された覚醒剤587kg



国際郵便から摘発された大麻



国際宅配貨物から摘発した麻薬



航空機旅客が嚥下隠匿したコカイン165個



空港の旅具検査により発見された大麻

### 主な社会悪物品の密輸摘発実績(全国)

年	覚醒剤		大麻		ヘロイン		コカイン		MDMA等		向精神薬		指定薬物		銃砲類	
	件	kg	件	kg	件	kg	件	kg	件	千錠	件	千錠	件	kg	件	丁
R2年	72	811	204	126	2	0	27	820	74	90	2	1	300	169	3	3
R3年	95	1,014	199	153	-	-	34	14	81	130	6	1	302	19	1	1
R4年	301	665	138	473	-	-	28	49	98	81	16	2	354	19	6	7
R5年	297	2,246	135	171	-	-	71	123	61	48	10	1	143	13	1	1
R6年	139	1,761	390	344	2	0	54	260	90	67	4	1	163	10	1	1

(注)数量の表記について、「0」とは500gまたは500錠未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

## 知的財産侵害物品

知的財産侵害物品が拡散すると、知的財産を有する権利者が金銭的な被害を受けるのみでなく、偽造医薬品や偽物の自動車部品などにより消費者の健康や安全が脅かされる危険性があります。

このため有名ブランドのバッグ、時計、靴などのコピー商品は、特許権、意匠権、商標権などの知的財産権を侵害する物品として、国内への持ち込みが禁止されています。



商標権侵害物品(コピー商品)

## ワシントン条約該当物品

ワシントン条約は、絶滅のおそれのある野生動植物を保護するために国際取引を規制しており、動植物のかなりのものが輸出入の規制の対象になっています。

この条約は生きているものだけではなく、ハンドバッグ、象牙細工、漢方薬などの加工品も対象としています。



航空機旅客から摘発されたコモンリスザル



ワシントン条約該当物品

## その他輸出入が禁止・規制されている品物の例

- 爆発物、火薬類、化学兵器原材料、炭疽菌などの病原体など
- 貨幣、紙幣、有価証券、クレジットカードなどの偽造品など
- わいせつ雑誌、わいせつDVDなど
- 児童ポルノ



航空機旅客から摘発した偽造ギフトカード3009枚

## 2 金地金の水際取締り

平成26年以降急増した金地金の密輸に対応するため、平成29年11月、「『ストップ金密輸』緊急対策」を策定・公表し、門型金属探知機など最新機器を導入した検査の強化、処罰の強化、情報収集及び分析の充実等に取り組んでいます。平成30年4月の罰金上限額の引き上げやコロナ禍による入国者数激減の影響もあって、摘発件数・押収量ともに大幅に減少しています。

しかし、足元では、訪日外国人旅行者数が急速に回復していることに加え、金価格の上昇により内国消費税の脱税から得られる不正な利益も上昇しています。このため、金密輸の摘発件数・押収量は再び急激な増加に転じ、令和6年の摘発件数は前年比約2.3倍増、押収量は同約4倍となっています。

加えて、近年では、旅客が加工した金を身辺等に隠匿する密輸事例や、海上・航空貨物に巧妙に隠匿する密輸事例など、これまでにない密輸の手口が増加しています。金密輸を税関が摘発している反面、相当程度の金の密輸がなされ、それによって得られた利益が犯罪組織などに流れているおそれがあります。訪日外国人旅行者数と輸入貨物の更なる増加が見込まれる中、金密輸への対策は喫緊の課題となっています。



国際クルーズ船旅客の手荷物から発見された金



国際クルーズ船旅客が身辺隠匿していた金

### 金地金の過去10年間の摘発状況(全国)

	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
摘発件数(件)	465	811	1,347	1,086	61	51	5	9	219	493
押収量(kg)	2,032	2,802	6,277 (注1)	2,054 (注2)	319 (注3)	150	27	135	302	1,218 (注4)

(注1)平成29年11月、「『ストップ金密輸』緊急対策」 (注2)平成30年4月、罰則強化

(注3)令和元年4月、消費税が8%から10%に引き上げられる。 (注4)令和6年の数値は速報値

## 3 保税

保税制度とは、外国貨物について、保税地域と呼ばれる税関の許可を受けた倉庫や工場、博物館等で保管、加工、展示等を可能とする制度です。保税地域の許可を受け、保税制度を活用することで、関税等の税金を留保したまま、これらの行為ができるようになるため、商取引上大きなメリットが得られます。

また、保税制度の様々な活用方法として、国際的なオーケション・アートフェア等の開催、インバウンド等に対応した保税売店(免税店)の設置、内陸部における物流拠点(インランド・デポ)の設置等があります。



指定保税地域  
貨物の積卸等に利用される  
コンテナヤード



コンテナの保税取締り

## 4 不正輸出対策等

税関では経済安全保障上の脅威の高まりを受け、不正輸出の水際取締りのため、厳格な審査や貨物確認を行っています。

### 不正輸出

社会悪物品や知的財産侵害物品の密輸入だけでなく、盗難自動車や危険な有害廃棄物等の不正輸出が近年問題となっています。税関では、関係省庁（経済産業省・環境省等）と緊密な連携をとりながら、不正輸出の防止に取り組んでいます。



廃棄物不正輸出の取締検査



コンテナに隠匿された盗難自動車

#### 不正輸出防止のための水際取締りのイメージ



## 経済安全保障

税関では経済安全保障上の脅威の高まりを受け、軍事転用のおそれのある製品や技術等の流出につながる不正輸出の水際取締りのため、厳格な審査や貨物確認を行っています。

## 5 取締・検査機器

### 麻薬探知犬

麻薬探知犬は、1979年に米国税関の協力を得て2頭を導入したことにより始まり、現在は全国の税関に約130頭を配備しています。

主に、空港や海港などで出入国旅客の携帯品及び輸出入貨物の検査等に活用されており、これまで多くの大麻・覚醒剤等の不正薬物の摘発に貢献しています。



空港での検査風景



麻薬探知犬

### TDS(不正薬物・爆発物探知装置) Trace Detection System

輸出入される商業貨物、出入国旅客等の携帯品及び国際郵便物等の表面を拭き取り、採取した検体をイオン化し、質量を分析することで、隠匿された覚醒剤等の不正薬物及び爆発物を探知することができる装置です。



門型金属探知機での検査の様子

### 門型金属探知機

増加する金地金の密輸を取り締まるため、全国の空港や港に、門型金属探知機を配備しています。これにより、より多くの旅客を対象に、流れを止めずに迅速な通関を図りつつ、これまで以上に厳格な取締りが可能となりました。

## 輸出入貨物の通関

貨物を輸出又は輸入しようとするときは、税関に申告してその許可を受けることが必要です。これを一般に「通関手続」といいます。税関では、申告が正しく行われているかどうかを審査し、必要に応じて貨物の検査を行い、輸入貨物については、関税等が納められているかどうかなどを確認したのち許可をします。また、申告どおりの貨物かどうかについて、外見的な検査だけでなく、必要に応じて最新の機器を用いて理化学的な分析も行っています。



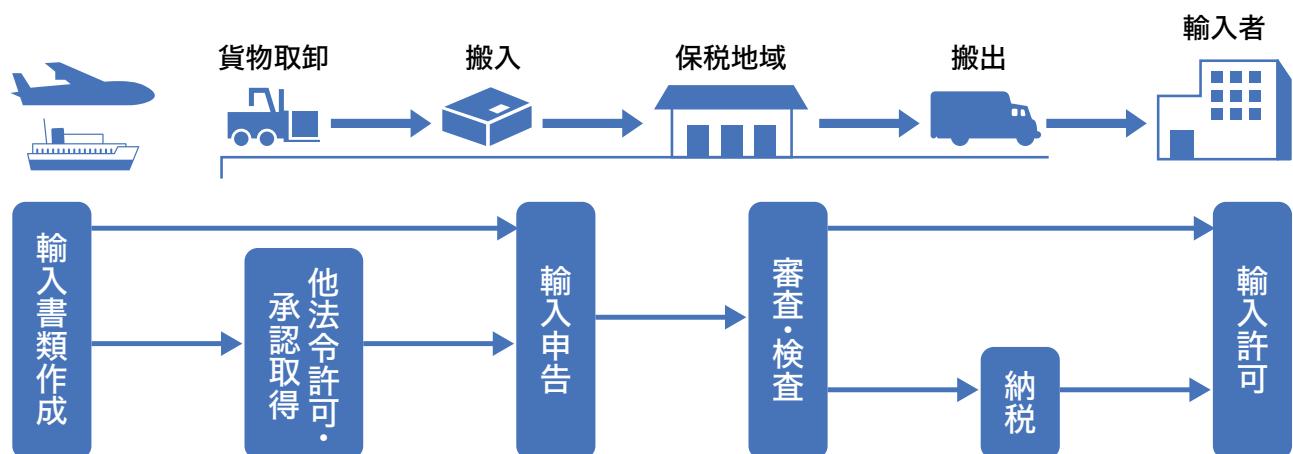
輸入貨物検査



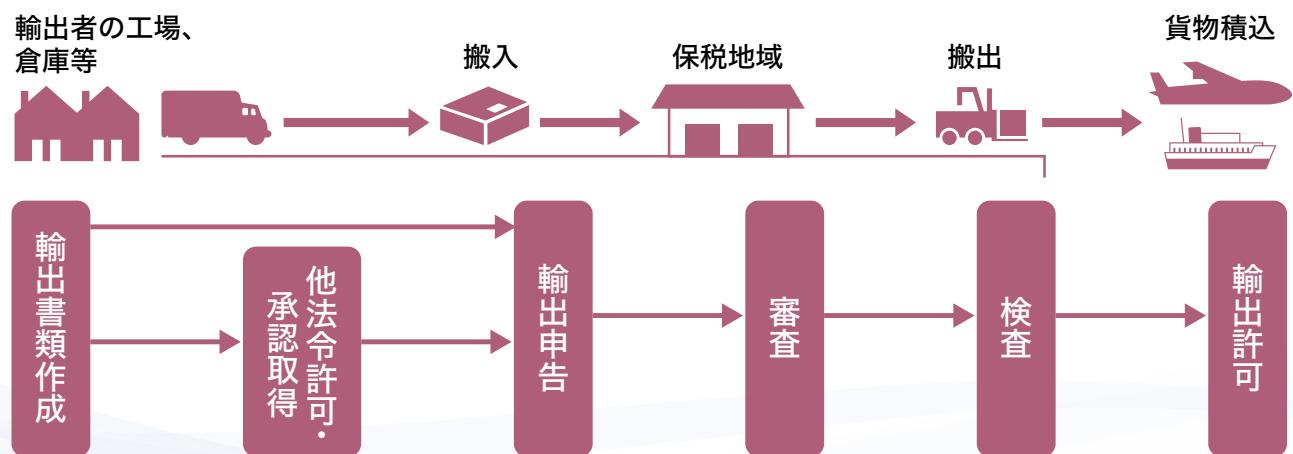
分析検査

## 通関の流れ

### 【輸入通関】



### 【輸出通関】

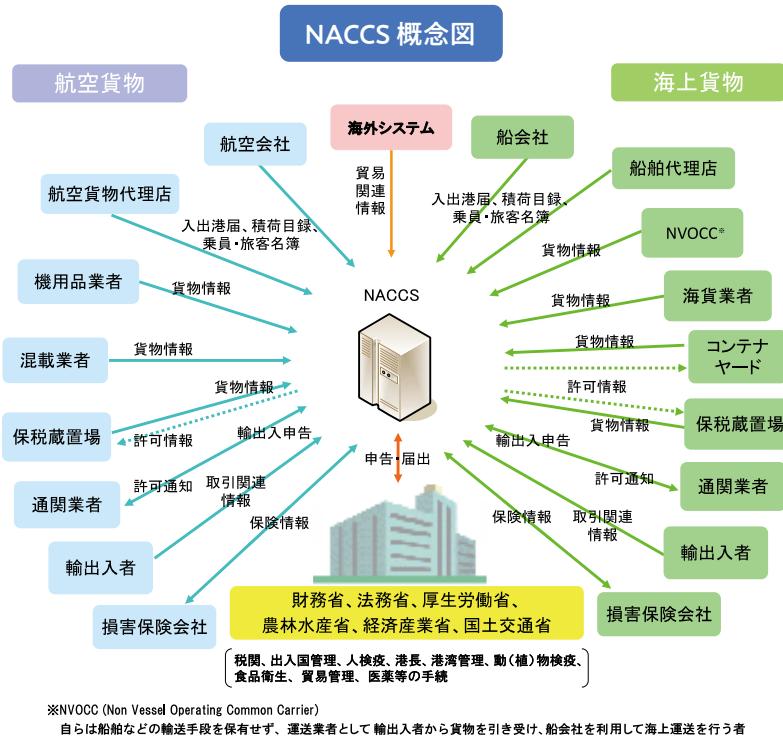


# 輸出入・港湾関連情報システム (NACCS:Nippon Automated Cargo and Port Consolidated Systems)

現在、税関において申告される輸出入貨物のほとんどが、NACCSと呼ばれる、官民共同利用の電算システムを利用して通関処理されています。このシステムは、貨物の税関手続及び関連民間業務と税関のみならず関係業界に広く利用され、輸出入貨物の迅速な輸送に大きく寄与しています。



NACCS審査



※NVOCC (Non Vessel Operating Common Carrier)

自らは船舶などの輸送手段を保有せず、運送業者として輸出入者から貨物を引き受け、船会社を利用して海上運送を行う者

## 輸出入事後調査

輸出入貨物の通関後に、輸出者または輸入者の事務所等を税関職員が個別に訪問する等して、関係する帳簿や書類等の確認を行うことを「事後調査」といいます。

### 輸出者に対する事後調査

輸出された貨物にかかる手続きが関税法等関係諸法令の規定に従つて、正しく行われているか否かを確認し、不適正な申告を行った者に対しては適切な申告を行うよう指導を行い、さらに企業における適正な輸出管理体制・通関処理体制の構築を促しています。



### 輸入者に対する事後調査

税関による税務調査のことであり、輸入された貨物に係る納税申告が適正に行われているか否かを事後的に確認し、不適正な申告については是正するとともに、輸入者に対する適切な申告指導を行います。



## 携帯品の通関

海外旅行者の携帯品や別送品についても通関手続が必要です。これは「旅具通関」と呼ばれ、一般の通関手続よりも簡易な取扱いになっています。

また、輸入する携帯品や別送品には、一定の免税範囲が設けられています。



旅具通関

## AEO制度

近年、国際物流の飛躍的な増加等を背景に貿易のセキュリティの確保と円滑化を両立させることが国際物流における課題となっています。税関は、民間企業とのパートナーシップの構築により、国際標準に則った「AEO(Authorized Economic Operator)制度」の実施に取り組んでいます。

AEO制度とは、コンプライアンスの優れた事業者を税関が認定し、通関手続の簡素化等のペネフィットを与える制度です。

2005年、WCO(世界税関機構)において、その国際的な枠組みが採択され、我が国のみならず、多くの国でAEO制度が導入されています。

認定事業者管理官 TEL:095-828-8628



## 我が国におけるAEO制度

制度	対象事業者	制度の概要
特例輸入者制度	輸入者	貨物の到着前の申告・許可、納税申告前の貨物の引取りなどができる制度
特定輸出者制度	輸出者	貨物がどこにあっても輸出申告を行い、輸出の許可を受けることができる制度
特定保税承認制度	倉庫業者	届出による新たな保税蔵置場の設置、許可手数料の免除などが受けられる制度
認定通関業者制度	通関業者	代理して行う輸出入通関において通関手続の簡素化等を受けられる制度
特定保税運送制度	運送業者等	簡易な手続により外国貨物の運送等ができる制度
認定製造者制度	製造者	自ら製造した貨物を保税地域に搬入することなく輸出申告を行い、輸出の許可を受けることができる制度

## 経済連携協定 (EPA:Economic Partnership Agreement)

EPAとは、特定の国や地域同士での貿易を促進するために、輸出入にかかる関税の撤廃・削減などを約束するものであり、税関は、EPA制度の適正な利活用のための対応を行っています。

## 税関相談

税関相談官は、輸出入手続等に関する相談・苦情を処理することにより、相談等の依頼者に対し正しい知識を供与し、あるいはこれらの者の誤解を解き、更には、必要に応じ手続等の是正、改善措置を講ずることによって、適正かつ円滑な税関行政の推進を図ろうとするものです。

税関手続等に関するご相談は税関相談官までお気軽にお問い合わせください。

税関相談官

TEL:095-828-8619／メール:nagasaki-sodan@customs.go.jp



## 「通関業」とその監督・指導

通関業とは、輸出入者の依頼を受けて、税関に対して行う輸出入申告等の手続きの代理・代行を業として行うことであり、財務大臣の許可を受けた通関業者は、国家試験(通関士試験)に合格した通関士を置き、税関に提出する通関書類の審査を行っています。

社会経済のグローバル化やサプライチェーンの国際化・高度化による貿易量の増大、テロ対策や不正薬物の密輸入等の水際取締強化、経済安全保障の観点からの不正輸出対策の厳格な執行等、通関を巡る環境変化において、通関業者及び通関士は、通関手続の実務代行者として輸出入者及び税関にとって欠くことのできない存在となっており、税関では、通関業者が通関業務を適正に行うための監督・指導及び通関士試験の実施を担っています。

### その他

## 税関チャットボット

「税関チャットボット」とは、税関手続に関するよくある質問について、カスタム君がAI(人工知能)を活用し、自動で回答するサービスです。ご利用にあたっては、パソコンのほか、スマートフォンやタブレットでもご利用いただけます。



ご利用の方はコチラから！

[https://www.chat.customs.go.jp/?site\\_id=1](https://www.chat.customs.go.jp/?site_id=1)



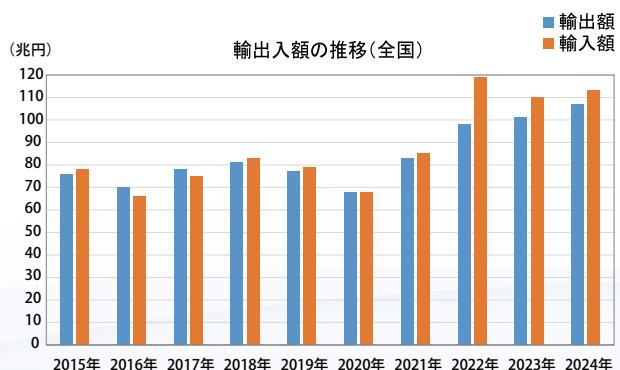
## 貿易統計

税関では、輸出入される貨物の動きを貿易統計として毎月公表しています。

貿易統計は、我が国の経済指標の中で重要な統計の一つで、その正確性、迅速性から、国の経済政策や企業の経済活動の資料として幅広く活用されています。

なお、貿易統計に関する資料は、調査部調査統計課に用意しているほか、税関ホームページからもご覧になれます。

調査統計課 TEL:095-828-8659 長崎税関ホームページ <https://www.customs.go.jp/nagasaki/>



## 税関資料展示室

長崎税関(本関)には税関資料展示室があり、税関の仕事、長崎港の貿易・歴史、拳銃・麻薬などの密輸の手口、コピー商品やワシントン条約該当物品などをパネル、実物により紹介しています。

皆さんのお越しをお待ちしております。



## 講師派遣・職場見学

税関では、薬物乱用防止教室や業務説明会への講師派遣や職場見学などを随時受け入れております。

派遣・見学の  
お問い合わせ

税関広報広聴官  
TEL:095-828-8606／FAX:095-828-8908  
E-mail:nagasaki-kouhou@customs.go.jp



## 長崎税関ホームページ

長崎税関ホームページでは、長崎税関管内の貿易統計や長崎税関の情報を掲載しています。どうぞご覧下さい。

<https://www.customs.go.jp/nagasaki/>

長崎税関の最新情報を  
随時更新中!

長崎税関  検索



## 税関イメージキャラクター等の紹介



カスタム君

「カスタム君」は、麻薬探知犬をモデルにした税関のイメージキャラクターです。



税関旗

「税関旗」は、明治25年8月3日に制定されました。青い部分は海と空、白い部分は陸地を表しており、その接点に税関があることを意味しています。



税関ロゴマーク

世界と日本の間を行き来する飛行機と船、そしてゲートが税関を表しており、左の扉に描かれた天秤は「公平性」を、右の扉に描かれた鍵は「保全」を表しています。国花の桜は、税関の3つの使命である安全・安心な社会の実現、適正かつ公平な関税等の賦課・徴収、貿易円滑化の推進を表しています。

## 密輸ダイヤル

### 安全・安心な社会を目指して

税関では皆様から麻薬・拳銃・爆発物等のテロ関連物資・知的財産侵害物品などの密輸に関する情報をお待ちしています。

24時間受付しております!

シロイ クロイ  
0120-461-961

許しません白い粉 通しません黒い武器

パソコンから  
情報提供される方

### 税関密輸情報提供サイトへ!

<https://www.customs.go.jp/mizugiwa/mitsuyu/mitsuyu-dial.htm>



## 税関の情報発信

- 税関ホームページ: <https://www.customs.go.jp/>
- 税関Facebook: <https://www.facebook.com/Japan.Customs>
- 税関X: [https://x.com/custom\\_kun](https://x.com/custom_kun)
- 税関YouTube: <https://www.youtube.com/user/mof>
- 税関Instagram: [https://www.instagram.com/custom\\_kun/](https://www.instagram.com/custom_kun/)



## 長崎税関管内官署所在地・電話番号

長崎税関(本関)	〒850-0862 長崎県長崎市出島町1-36	TEL 095-828-8611
長崎空港出張所	〒856-0816 長崎県大村市箕島町593 長崎空港国際線ターミナルビル内	TEL 0957-54-4483
五島監視署	〒853-0015 長崎県五島市東浜町2-1-1 福江地方合同庁舎	TEL 0959-75-0430
三池税関支署	〒836-0061 福岡県大牟田市新港町1 三池港湾合同庁舎	TEL 0944-52-2526
久留米出張所	〒830-0051 福岡県久留米市南2-14-52	TEL 0942-21-7966
(佐賀空港事務所)	〒840-2212 佐賀県佐賀市川副町大字犬井道9476-187 佐賀空港ターミナルビル内	TEL 0952-37-3185
佐世保税関支署	〒857-0852 長崎県佐世保市干尽町4-1 佐世保港湾合同庁舎	TEL 0956-31-9195
八代税関支署	〒866-0033 熊本県八代市港町139 八代港湾合同庁舎	TEL 0965-37-1603
熊本出張所	〒860-0047 熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎B棟	TEL 096-322-3004
水俣出張所	〒867-0035 熊本県水俣市大字月浦字前田54-165 水俣港湾合同庁舎	TEL 0966-62-2347
三角出張所	〒869-3207 熊本県宇城市三角町三角浦1160-20 三角港湾合同庁舎	TEL 0964-52-3100
熊本空港出張所	〒861-2204 熊本県上益城郡益城町大字小谷1802-2 熊本空港旅客ターミナルビル内	TEL 096-232-3781
鹿児島税関支署	〒891-0122 鹿児島県鹿児島市南栄5-10-5	TEL 099-260-3125
枕崎出張所	〒898-0001 鹿児島県枕崎市松之尾町64 枕崎市水産センター内	TEL 0993-72-1085
川内出張所	〒899-1924 鹿児島県薩摩川内市港町556-2	TEL 0996-26-3371
鹿児島空港出張所	〒899-6404 鹿児島県霧島市溝辺町麓白木十目1355-4 鹿児島空港国際線ターミナルビル内	TEL 0995-58-2439
志布志出張所	〒899-7103 鹿児島県志布志市志布志町志布志3259 志布志港湾合同庁舎	TEL 099-472-1689
名瀬監視署	〒894-0036 鹿児島県奄美市名瀬長浜町1-1 名瀬合同庁舎	TEL 0997-53-3271



財務省  
長崎税関

NAGASAKI CUSTOMS

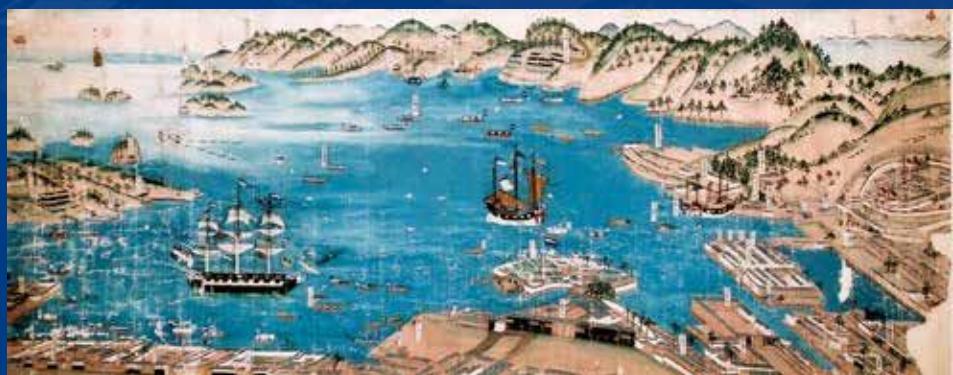
〒850-0862 長崎市出島町1番36号

095-828-8611(代表)

<https://www.customs.go.jp/nagasaki/>



長崎税関  
ホームページ



弘化～嘉永頃(西暦1844～1853年頃)の長崎港の様子(泥絵)  
(長崎市歴史民俗資料館所蔵)